

消費生活相談が変わります！

高野町では消費者行政の一環として、消費生活専門相談員による相談会を実施しています。この度、橋本市・かつらぎ町・九度山町と「消費生活相談会における消費生活相談業務に関する協定書」を結び、平成29年4月以降は、これらの市町で実施している消費生活相談をご利用いただけるようになりました。それに伴い高野町で実施している消費生活相談が次のように変わりますのでお知らせします。

毎月第3水曜日 午後1時から午後3時
場所：高野町役場1F住民ホール



毎月第2火曜日 午後1時から午後4時
場所：高野町役場1F住民ホール

橋本市・かつらぎ町・九度山町における相談日は下記のとおりです。

かつらぎ町

毎月第1火曜日
時間：午後1時から4時まで
場所：かつらぎ町役場2F会議室B
問い合わせ：かつらぎ町産業観光課
0736-22-0300

橋本市

毎月第3火曜日
時間：午後1時から4時まで
場所：橋本市役所会議室C
問い合わせ：橋本市生活環境課
0736-33-1165

九度山町

毎月第4火曜日
時間：午後1時から4時まで
場所：九度山町ふるさとセンター
問い合わせ：九度山町産業振興課
0736-54-2019



悪質商法の被害に遭った場合や、消費者問題に関する契約や取引のトラブルに巻き込まれたときなどは、一人で悩まずご相談ください。